



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル6F

TEL: 052-222-1600 FAX: 052-222-1611

Email: [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2017年7月26日(水)

## リース資産の経理処理

### 契約途中での買い替え

#### よくあるケース

リース資産のリース途中に「新機種が出たため新機種に替えて再度リースを組みなおしませんか？」と勧められた事はありませんか？このような場合リースの残債は新機種のリース料に上乗せされてリース契約は組まれます（厳密に言えば、所有権移転外ファイナンスリースです）。

#### 経理処理は2つあります

リース料の処理を「賃借料」あるいは「リース料」の科目で支払いの都度経費処理している場合は、新リース契約によって組まれたリース料を従来通り支払いの都度、経費処理すればことは済みます。

平成19年の税法改正によりリース資産を資産計上している場合がチョット面倒です。

#### リース資産を資産計上している場合

事例でご説明します。

##### 当初リース契約時の処理

資産 500万 消費税 40万 期間 5年  
(リース資産) 500 (リース債務) 540  
(仮払消費税) 40

##### 3年経過後、新機種変更契約時の処理

新機種 300万 上乗せリース残債 200万  
消費税 40万 期間 5年

当初資産はリース期間で均等償却（リース期間定額法）しておりますからその簿価

は200万となっております。これに対してリース債務の残は216万となっております。

#### 考え方①

リース残債は免除され、旧資産は除却した。

(リース債務) 216 (免除益) 200

リース債務中の消費税 (仮払消費税) 16

(除却損) 200 (リース資産) 200

そして新たに新機種のリースを組んだ。

(リース資産) 500 (リース債務) 540

(仮払消費税) 40

#### 考え方②

旧資産は除却されたが、リース債務は実質免除されておらず新機種リースに引き継がれた

(除却損) 200 (リース資産) 200

(リース債務旧) 216 (リース債務新) 216

新機種は300万だが新リース契約の消費税は総額に対して40万円となっている。

(リース資産) 300 (リース債務新) 324

(仮払消費税) 40 (仮払消費税) 16

実質的にリース債務が免除されていない限り考え方②が正解です。



すみません  
間違えました